

令和元年第4回（12月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第43号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）

〔総務部企画財政課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、宇治田原山手線整備事業や東京2020オリンピック聖火リレー実施事業費を補正するもの。

既定額	6,216,838千円
補正額	△146,021千円
計	6,070,817千円

【主要事業】

- ・東京2020オリンピック聖火リレー実施事業 1,100千円
- ※ 債務負担行為 令和2年度 3,900千円

【債務負担行為】

- ・新庁舎環境整備事業（移転作業） 令和元年度～令和2年度 15,000千円
- ・一般廃棄物収集事業 令和元年度～令和4年度 48,300千円
- ・宇治田原山手線整備事業（その2） 令和2年度～令和5年度 600,000千円

○議案第44号 令和元年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

〔健康福祉部介護医療課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、保険給付費における医療費の増額見込による事業費を補正するもの。

既定額	1,098,983千円
補正額	15,525千円
計	1,114,508千円

○議案第45号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）

〔健康福祉部介護医療課〕

[保険事業勘定]

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

既定額	790,811千円
補正額	1,033千円
計	791,844千円

○議案第46号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）

〔建設事業部上下水道課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

収益的 支出	既定額	268,360千円
	補正額	25千円
	計	268,385千円
資本的 支出	既定額	314,942千円
	補正額	114千円
	計	315,056千円

○議案第 47 号 令和元年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

〔建設事業部上下水道課〕

人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するもの。

収益的 収入	既決予定額	558,859 千円
	補正予定額	879 千円
	計	559,738 千円

支出	既決予定額	549,117 千円
	補正予定額	855 千円
	計	549,972 千円

資本的 支出	既決予定額	471,784 千円
	補正予定額	24 千円
	計	471,808 千円

○議案第 48 号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日に創設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するもの。

○議案第 49 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日に創設される会計年度任用職員に関し必要な事項を定めるため、関係条例の規定整備を行うもの。

○議案第 50 号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が第 200 回臨時国会にて可決され、公布・施行されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うもの。

改正内容は、給料表について若年層を中心に平均 0.1 % 上げるとともに、住居手当額の改正のほか、期末・勤勉手当の支給月数を現行の 4.45 月から 4.50 月に改正するもの。

○議案第 51 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第 200 回臨時国会にて可決され、公布・施行されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うもの。

改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当を現行の 3.35 月から 3.40 月に改正するもの。

○議案第 52 号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第 200 回臨時国会にて可決され、公布・施行されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うもの。

改正内容は、議員の期末手当を現行の 3.35 月から 3.40 月に改正するもの。

○議案第 53 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部総務課〕

国家公務員と同様に職員の健康保持や超過勤務の縮減に向けて、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置を講ずるための規定を設けるもの。

○議案第 54 号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康福祉部健康児童課〕

幼児教育・保育の無償化に伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うもの。

改正内容は、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱い等を改正するもの。

○議案第 55 号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康福祉部健康児童課〕

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に基づく子ども・子育て支援法施行令等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改正するもの。

○議案第 56 号 宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

〔教育部社会教育課〕

宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例等で規定する高齢者の年齢を 65 歳以上に引き上げるとともに、使用料減免基準のうち、障がい者の福祉の増進を図るもの及び 65 歳以上の高齢者の福祉の増進を図るものの減免割合を「5 割」に拡充するため、所要の改正を行うもの。

○議案第 57 号 賛田立川線道路新設工事（その 3）請負契約の締結について

〔建設事業部建設環境課〕

安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新市街地ゾーンとの連絡を図るため町道賛田立川線の道路工事を行うもので、本工事を株式会社田中創建と 5,914 万 1,500 円で請負契約しようとするもの。

ついては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるもの。

○議案第 58 号 宇治田原町公用車車庫・倉庫棟建設工事請負契約の締結について

〔建設事業部プロジェクト推進課〕

現在施工中の新庁舎建設工事にあわせて、隣接地に公用車車庫並びに倉庫を新築するもので、本工事を株式会社本田建設と 5,486 万 8 千円で請負契約しようとするもの。

については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるもの。